

中山間地農業推進対策

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

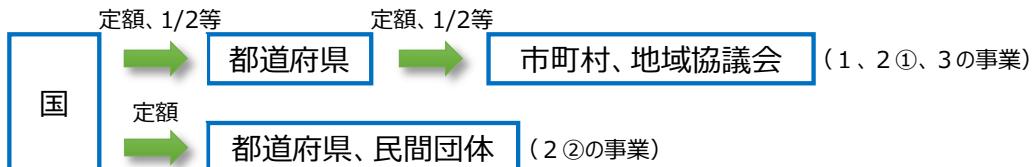
3. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための**小規模な整備に必要な調査・計画**を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり

社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化農村の
「暮らしづくり」を推進棚田を核とした
地域振興

事業要件等

事業内容：収益力向上、販売力強化等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村又は地域協議会

交付率（上限）：定額（1,000万円（年標準額）×事業年数）

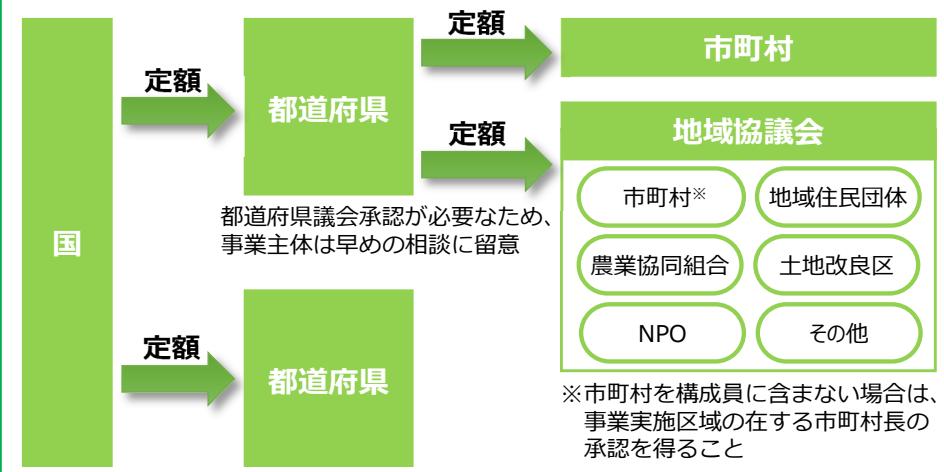
実施期間：最大3年間

交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、*土地基盤・機械・施設等整備費
(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)

*土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的な内容で確認

事業の流れ



取組内容

地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進（ア～オの1つでも複数でもよい。デジタル技術活用は必須条件ではない）

ア 収益力向上に関する取組

野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上



高収益作物の導入 + 【栽培技術のeラーニング】

イ 販売力強化に関する取組

高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の附加価値を高めて販売力を強化



高品質作物生産 + 【出荷予測システム構築】

ウ 農用地保全に関する取組

棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践



農用地保全 + 【棚田の水管理を遠隔操作】

エ 複合経営に関する取組

農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践



農業・加工品開発 + 【自動収穫ロボット】

オ 生活支援に関する取組*

農村地域における生活支援の取組

*生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること



買い物支援 + 【デジタル技術を活用した生活サービス】

中山間地域等対策の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う**地域力活用**に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた**生産環境条件の整備**を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区【令和12年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

【計画期間：3年（事業期間：1年）、交付率：定額、1/2以内（上限3,000万円）】

＜地域力活用に向けた実証＞

- ア 農業者団体の人材確保・育成に向けた取組
- イ 生産技術の習得・経営分析など新たな取組
- ウ 省力化作物や新たな栽培技術等の導入
- エ 地域の農産物を活用した商品開発
- オ 作物栽培から販路確保までの一體的な取組

＜省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備＞

- ア 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入
- イ 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）
- ウ 鳥獣被害防止対策
- エ 専門家等による助言

注：アのうち購入は補助率1/2以内。イ及びウは、実証に必要なものに限る。

※地域協議会の構成員に、①農業者団体（農業者2者以上）、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと。

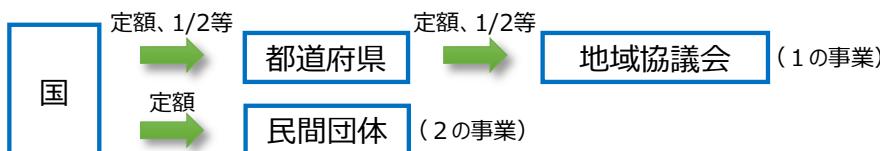
※農業者団体の農業経営体としての販売額の10%以上の増加又は生産コストの10%以上の削減等を成果目標に設定。

【関連事業】

2. 地域力活用サポート事業

各地域における地域力活用に向けた取組をサポートとともに、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析や、これらの情報・知見の共有等を通じて、地域で「稼ぐ」ための取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

＜地域力活用に向けた実証＞

ア 人材確保・育成



イ 生産技術の習得



ウ 省力化作物の導入



エ 商品開発



オ 製栽培～販路確保

ア 農業用機械の導入



イ 生産環境条件整備

ウ 鳥獣被害防止対策



エ 専門家等による助言



2. 地域力活用サポート事業



調査・分析等を踏まえて取組をサポート

農山漁村振興交付金のうち

中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

元気な地域創出モデル支援「地域力活用型」

事業要件等

事業内容：中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中間地域

実施主体：2者以上の農業経営体、市町村、加工又は販売を行う民間団体を含む地域協議会

交付率（上限）：定額、1/2以内（上限3,000万円）

事業期間：1年間（計画期間：3年間）

成果目標：(1) 全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加 又は全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減
(2) 農業経営体の平均販売額が600万円以上 又は全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上

交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、土地基盤・機械・施設等整備費

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的な内容で確認

※生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち購入費は補助率1/2以内

事業の流れ

定額、
1/2等

都道府県

定額、
1/2等

地域協議会

- 市町村
- 農業経営体
- 販売業者
- 加工業者
- NPO
- その他

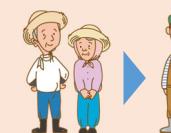
都道府県議会承認が必要なため、事業主体は早めの相談に留意

※地域協議会の構成員に、① 2者以上の農業経営体、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと

取組内容

＜地域力活用に向けた実証＞

ア 農業経営体の 人材確保・育成に 向けた取組



人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等

イ 生産技術の習得・ 経営分析など 新たな取組



新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等

ウ 省力化作物や 新たな栽培技術等 の導入



省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等

エ 地域の農産物を 活用した商品開発



農作物の附加価値及びブランド価値の向上に向けた地域の農産物を活用した商品開発の取組等

オ 作物栽培から 販路確保までの 一体的な取組



生産・加工・流通・販売に関する地域経済の好循環に資する取組等

＜省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備＞

ア 生産環境条件の 整備に必要な農業 用機械等の導入



農業経営体が実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入

イ 生産環境条件の 整備 (ほ場及び施設)



実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等

ウ 鳥獣被害 防止対策



実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等

エ 専門家等による 助言



作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等